

○大子町水道事業給水条例施行規則

平成10年3月27日

規則第8号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

改正 平成15年3月28日規則第13号

平成19年3月30日規則第24号

平成26年3月18日規則第5号

平成26年3月28日規則第11号

平成27年3月31日規則第10—1号

平成31年3月20日規則第3号

大子町上水道事業給水条例施行規則(昭和40年大子町規則第6号)の全部を改正する。

第1章 給水装置の工事及び費用

(趣旨)

第1条 この規則は、大子町水道事業給水条例(平成10年大子町条例第7号。以下「条例」という。)第42条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則24・一部改正)

(給水装置の構成及び附属用具)

第2条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する止水栓、補助止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、量水器ますその他附属用具を備えなければならない。

(給水装置新設等の申込み)

第3条 条例第5条第1項に規定する給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みは、給水装置工事申請書(様式第1号)の提出をもって行う。

2 臨時の申込みは、前項の申請書により行うものとする。

(利害関係人の同意書の提出)

第4条 条例第5条第2項の規定により町長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。 給水管分岐所有者同意書(様式第2号)

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置しようとするとき。土地又は家屋所有者の土地（家屋）使用承諾書（様式第3号）

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき。給水装置工事申込者の誓約書（様式第4号）

（平19規則24・一部改正）

（開発等の事前協議）

第5条 条例第6条の協議は、開発給水協議書（様式第5号）の提出をもって行う。

2 町長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に開発給水協議に関する回答（様式第6号）により回答する。

（平19規則24・一部改正）

（給水装置使用材料）

第6条 町長は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、大子町水道事業指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により町長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

（平19規則24・一部改正）

（給水管及び給水用具の指定）

第7条 条例第9条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。この場合において、町長は、指定した内容について一般の閲覧に供するものとする。

(1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。

(6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 条例第9条の規定により町長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付すことの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの

(2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により町長がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により町長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 町長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分岐点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

（平19規則24・一部改正）

（給水管の口径）

第8条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第9条 給水管は、公道の車道においては120センチメートル以上、公道の歩道部分においては80センチメートル以上、私道においては80センチメートル以上、宅地内においては60センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（給水管材料の特例）

第10条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

- (1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 硬質塩化ビニール管（HIVP管）又はポリエチレン管
- (2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 鋳鉄管又はHIVP管

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、町長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

（メーターの設置位置等）

第11条 条例第18条第2項に規定するメーターの設置位置は、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

（メーターの設置基準）

第12条 給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、町長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

（危険防止の措置）

第13条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、町の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

## 第2章 給水

### (給水管防護の措置)

第14条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

### (給水の申込み)

第15条 条例第15条に規定する給水の申込みは、水道使用（異動）届（様式第7号）の提出をもって行う。

### (代理人の選定届等)

第16条 条例第16条の規定による給水装置の所有者の代理人選定又は変更の届出は、代理人選定（変更）届（様式第8号）により行う。

### (メーターの損害弁償)

第17条 条例第19条に規定する水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又はき損したときは、メーター亡失（き損）届（様式第9号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、実勢価格を考慮して弁償額を定め、支払わせるものとする。

### (水道の使用中止、変更等の届出の様式)

第18条 条例第20条第1項各号及び第2項各号の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止しようとするときは、水道使用（異動）届の提出をもって行う。

(2) メーターの口径又は用途を変更しようとするときは、給水装置口径（用途）変更届（様式第10号）の提出をもって行う。

(3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届（様式第11号）の提出を

もって行う。

(4) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者変更届（様式第12号）の提出をもって行う。

(5) 消火栓又は防火水槽を消火に使用したときは、消防用水使用届（様式第13号）の提出をもって行う。

（給水装置及び水質の検査）

第19条 条例第23条第1項の規定による検査請求は、／給水装置／水質／検査請求書（様式第14号）の提出をもって行う。

2 前項の検査を行ったときは、／給水装置／水質／検査結果通知書（様式第15号）により当該請求者に通知し、その実費額を徴収するものとする。

### 第3章 料金及び手数料等

（料金の納入期限）

第20条 条例第30条に規定する料金の徴収は、次の各号に掲げるそれぞれ当該各号に定める方法によって徴収するものとする。

(1) 口座振替による場合

条例第26条に定める計量定例日の翌月の15日とする。ただし、15日が休日にあつては、金融機関の次の最初の営業日とする。

(2) 納入通知書による場合

納入通知書を発した日から14日以内とする。

(3) 集金による場合

条例第26条に定める計量定例日の翌月の20日までとする。

2 料金以外の納入金は、納入通知書を発した日から14日以内とする。

（過誤納による精算）

第21条 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、翌月以降の料金において精算することができる。

（使用水量及び用途の認定基準等）

第22条 条例第27条の規定による使用水量及び用途の認定は、次の各号に定めるところによる。

(1) メーターに異状があつたときは、メーターを取り替え、その後の使用水量を基礎として日割計算により、異状があつた期間の使用水量を認定する。

(2) メーターが設置されていないときは、1世帯1月につき4人まで20立方メートルとし、1人を増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日を超えないときは、その2分の1の水量とする。

(3) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。

(臨時使用の期間及び概算料金)

第23条 条例第29条に定める工事その他の理由により一時的に水道を使用する期間は、6か月以内とし、6か月を超えて水道を使用する場合は、更新の手続をするものとする。ただし、2年を超えて更新することはできない。

2 条例第29条に定める概算料金は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 条例第25条第2号の水道料金
- (2) 条例第25条第3号のメーター使用料
- (3) 条例第31条第1号の設計審査（材料の確認を含む。）及び工事検査手数料
- (4) 条例第31条第2号の道路占用書類作成手数料 1件につき3,000円
- (5) 道路復旧工事負担金 1平方メートルにつき20,000円

3 条例第29条に定める概算料金の前納の時期は、設計審査終了後速やかに前納するものとし、概算料金の精算は、前項第1号及び第2号の料金とする。

(負担金を伴う給水)

第24条 条例第15条の規定による給水の申込みにおいて条例第32条に規定する負担金の額は、量水器の口径に応じ次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。

| 量水器の口径 | 13ミリメートル    | 20ミリメートル    | 25ミリメートル     | 30ミリメートル     | 40ミリメートル     | 50ミリメートル     | 75ミリメートル       | 私設消火栓          |
|--------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 負担金    | 円<br>60,000 | 円<br>84,000 | 円<br>120,000 | 円<br>240,000 | 円<br>360,000 | 円<br>600,000 | 円<br>1,200,000 | 円<br>1,200,000 |

2 改造工事で量水器の口径を増す場合の負担金の額は、新たな口径にした負担金の額から

従前に設置していた口径の負担金の額を差し引いた額とする。

(平26規則5・平31規則3・一部改正)

(工事負担金の額の決定等)

第25条 町長は、条例第15条の規定による給水申込みを受け、水道事業の運営に支障がないと認めるときは、次条の規定により工事負担金の額を決定し、給水受諾通知書(様式第16号)により当該申込者に通知するものとする。

2 申込者は、前項の通知を受けたときは、町長の指定する日までに前項の工事負担金の全額を納入しなければならない。ただし、町長が特に理由があると認めるときは、分納することができる。

3 申込者が第1項の工事負担金を町長の指定する日までに納入しないときは、当該申込みを取り消したものとみなす。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、町長が配水管等の設置工事に着手する前に申込者が当該申込みを取り消したときは、この限りでない。

(工事負担金の額の算定)

第26条 条例第32条に規定する工事負担金の額は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

(1) 工事に要する費用

ア 工事請負費

イ 路面復旧費

ウ 設計監督費

エ 諸経費

(2) その他の費用

2 前項各号に規定する費用は、次の各号により積算する。

(1) 工事請負費及び路面復旧費は、町長が算出した額

(2) 設計監督費は、工事請負費及び路面復旧費の合計額に100分の10を乗じて得た額

(3) その他の費用は、町が給水に应付するために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用

(料金等の軽減又は免除)

第27条 条例第33条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち町長が認めたものに対して行う。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の第24条に規定する料金
- (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (4) その他町長が公益上その他特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定により料金等の軽減又は免除の申請は、水道事業納付金減免申請書（様式第17号）の提出をもって行う。

3 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、軽減又は免除の処分を決定し、その結果を水道事業納付金減免決定通知書（様式第18号）により当該申請者に通知するものとする。

（平19規則24・一部改正）

#### 第4章 管理

（措置命令）

第28条 条例第22条第4項の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第19号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（水道使用上の注意）

第29条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

（立入検査証）

第30条 給水装置の検査のため水道使用者の土地又は家屋に立ち入るときは、あらかじめ当該所有者等の承認を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査に当たる者は、その身分を示す水道調査員証（様式第20号）を携行し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平19規則24・一部改正）

#### 第5章 貯水槽水道

（貯水槽水道の管理及び自主検査）

第31条 条例第41条第3項の規定による貯水槽水道の管理及びその状況に関する検査は、

次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ 水槽の点検等を行い、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、随時に貯水槽水道の設置者が、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(大子町簡易水道事業給水条例施行規則の廃止)

2 大子町簡易水道事業給水条例施行規則（昭和33年大子町規則第3号）は、廃止する。

(経過規定)

3 この規則の施行の際現に改正前の大子町上水道事業給水条例施行規則及び大子町簡易水道事業給水条例施行規則の規定によりなされた届出、請求その他の手続は、この規則の規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成15年規則第13号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第24号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大子町水道事業給水条例施行規則第24条の規定は、この規則の施行の日以後の給水の申込みに係る負担金について適用し、同日前までの給水の申込みに係る負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第10—1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の大子町水道事業給水条例施行規則第24条の規定は、この規則の施行の日以後の給水の申込みに係る負担金について適用し、同日前までの給水の申込みに係る負担金については、なお従前の例による。

